

「改正社会福祉士・介護福祉士法」のポイント

＝2010年改正＝

(やまだ塾:2011年12月31日掲載)

・第176回臨時国会において、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が2010年12月3日に成立した。これに伴って「社会福祉士及び介護福祉士法」が改正された。

項目	改正前	改正後
(誠実義務)・・・改訂	<p>第44条の2</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、その有する能力及び適性に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。</p>	<p>第44条の2中の「保持し、」のあとの「その有する能力及び適性に応じ」を削除する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>第44条の2</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士は、その担当する者が個人の尊厳を保持し、自立した日常生活を営むことができるよう、常にその者の立場に立って、誠実にその業務を行わなければならない。</p>